

決裁・供覧

件名 伺い文	平成30年度外国法曹招へいにかかるハイヤーの物品請求について 物品等請求書			文書番号 最高裁秘書第595号
	別添のとおり支出負担行為担当官あて調達依頼書を提出してよろしいか。			
起案 部署 起案者 連絡先 分類 名称 秘密区分 取扱区分	起案日	平成31年2月4日	受付日	
	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 涉 外第一係	決裁処理期限日		
		決裁日	2/5	
	施行	施行処理期限日		
		施行日	2/5	
		施行先		
		施行者		
	行	取扱上の注意		
		機密性格付け		
			取扱制限	
保存		行政文書保存期間 5年		
	保存期間満了時期 平成36年3月31日			
決裁 供覧欄	秘書課長	参事官01	課長補佐	涉外第一係
				下松政 井田政 アリ
		参事官03 (後関)		
			専門官	
		庶務主任		
備考欄	経理局主計課予算第三係実行了承済み 仕様書については、同局用度課運輸係確認済み 調達依頼書を提出する旨の請求書は提出されて、審議係に提出済み			

用度 課長		課長 補佐		係長		係員	
----------	--	----------	--	----	--	----	--

第595号

物 品 等 請 求 書

平成31年2月5日

最高裁判所物品管理官 殿

秘書課 物品担当者氏名 小池 美智子

請 求 物 品 名 等	規 格 又 は 仕 様	數 量	使 用 先	備 考
外国要人の招へいにおける乗用自動車(ハイヤー)の借り上げ	別添仕様書のとおり		最高裁判所秘書課	

請求事由

平成30年度招へいにおいて、滞在期間中、ベトナム最高人民裁判所長官御一行の円滑かつ安全な移動を遂行する必要があるところ、乗車定員及び公用車配車の都合上、ハイヤーを借り上げる必要があるため。

仕様書（案）

第1 件名

外国要人の招へいにおける乗用自動車（ハイヤー）の借上

第2 調達の目的

外国要人の円滑かつ安全な移動

第3 業務の内容

1 業務内容

発注者の指示する日時、場所及び台数を厳守してハイヤーを配車する。また、安全運転で業務を遂行すること。

2 料金

走行時間又は走行距離を元に算出する。

走行時間又は走行距離の算出にあたっては、受注者の営業所等（車両の出発地）を出庫してから受注者の営業所等（車両の帰着地）に帰庫するまでを対象とする。

なお、高速道路（有料道路）通行料、駐車料金及びその他本件業務の実施のために必要かつ実費にて支払うことが適当であると発注者が認めた費用は実費精算するものとする。受注者は、これらの費用が生じる可能性がある場合は、事前に発注者と協議する。

また、料金には、燃料費、車両にかかる減価償却費、維持費、公租公課、運転手、人件費及び本件業務にかかる管理費を含むものとする。

3 予定時間等

別紙のとおり。予定日、予定時間、予定区間及び予定台数は変更の可能性がある。変更する場合、発注者は受注者に対し、原則、配車前日の午後6時までに通知するものとする。

4 運転手の条件等

- (1) ハイヤーの運転歴が1年以上あり、かつ5年以上の運転実績があり、さらに直近5年間において無事故無違反の優良ドライバーであること。
- (2) 外国要人の要望内容を理解できる程度の簡易な英会話に対応できること（東京に限る。）。
- (3) 受注者が直接雇用する従業員であること。
- (4) 運転手は、節度と良識を兼ね備え、その職責を果たしうる頑健な者であること。
- (5) 受注者及びその派遣する運転手は、業務上知り得た発注者の非公表情報（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又はその他の目的に利用してはならないものとする。

5 車両の条件

本業務に使用する車両は、別紙記載の「ワゴンA」については1台あたり5人以上（運転手を除く。）、同「ワゴンB」については1台あたり8人以上（運転手を除く。）それぞれ乗車可能で、かつ調達の目的に見合う車格（参考：別紙記載の「ワゴンA」についてはアルファード又は同等クラスのワゴン車、同「ワゴンB」についてはハイ

エース又は同等クラスのワゴン車)とする。

第4 その他特記事項

- 1 受注者は、契約後、平成31年2月25日午後5時までに、別紙記載の予定日ごとに車種、車番、車色、運転手の略歴及び運転手の連絡先を発注者に提出する。
- 2 受注者は、ハイヤーの運行中、破損その他の理由により当該乗用自動車の運行が不可能となった場合は、直ちに発注者に連絡するとともに、予定した車両と同等の代車を提供するものとする。
なお、この場合における代車提供にかかる費用は受注者の負担とする。
- 3 受注者は、仕様書に定められた事項に関する具体的な内容について、発注者の担当者の指示に従う。
- 4 受注者側又は配車された車両の都合により延長する場合は、当該事情が継続した時間は、料金に加算しないものとする。
- 5 運行経路については、経済的かつ合理的な経路を選択すること。
- 6 キャンセル料については、ハイヤーを借り上げた時間に応じて算出することとするが、詳細は契約成立後、発注者及び受注者において協議するものとする。
- 7 グリーン購入法に基づく基本方針(平成30年2月)に適合していること。
- 8 その他、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者において別途協議することとする。

【別紙】

No.	予定日	予定時間	予定区間	車種	台数
1	3月3日	15:00～17:00	羽田空港→ホテルニューオータニ	ワゴンA ワゴンB	2 2

(注1) 現時点での予定であり、変更の可能性がある。

(注2) ワゴンA…アルファード又は同等クラスのワゴン車(乗車人数5人以上(運転手を除く。))
ワゴンB…ハイエース又は同等クラスのワゴン車(乗車人数8人以上(運転手を除く。))

【別紙】

No.	予定日	予定時間	予定区間	車種	台数
1	3月7日	17:00～18:00/ 16:30～17:30	京都市内	ワゴンA	2
				ワゴンB	2
2	3月8日	9:00～18:00 13:30～16:30	京都市内～関西空港	ワゴンA	2
		9:00～12:00		ワゴンB	1
				ワゴンB	1

✓

(注1) 現時点での予定であり、変更の可能性がある。

(注2) ワゴンA…アルファード又は同等クラスのワゴン車(乗車人数5人以上(運転手を除く。))
ワゴンB…ハイエース又は同等クラスのワゴン車(乗車人数8人以上(運転手を除く。))